

第 8 期
鳥取市介護保険事業計画
・ 高齢者福祉計画
(案)

概要版

令和 2 年 1 2 月

鳥 取 市

目 次

総論	1
基本理念・基本目標・施策の目標	2
鳥取市の高齢者の現状と今後の見込	3
介護サービス等の現状	5
施策の展開	
施策の目標1 健康でいきいきとした生活の実現.....	7
施策の目標2 超高齢社会に向けたまちづくりの推進.....	9
施策の目標3 持続可能な介護保険サービスの基盤づくり.....	12
介護サービス等の見込みと介護保険料	
1 介護サービス等の利用者数及び給付費等の見込み	
(1) 介護サービス等の利用者数の見込み	14
(2) 介護サービス等給付費の見込み	15
2 介護保険料	
(1) 介護保険事業の財源の仕組み	16
(2) 第1号被保険者の保険料	17

■ 総論

1 計画策定の背景と目的

本市は、介護保険法の基本理念を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に提供していく地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めてきました。

本計画は、令和7年（2025年）、さらには令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視野に立って、地域共生社会の実現も念頭に地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図り、高齢期も健康で生きがいを持ちながら地域で生活できるよう高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に取り組み、第8期計画の基本的理念である「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を目指すため策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に基づき介護給付費等対象サービスや地域支援事業の見込量を定めるなど介護保険事業の円滑な実施に関して必要な事項を定める「市町村介護保険事業計画」及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に基づき高齢者福祉施策全般を定める「市町村老人福祉計画」を一体的に策定するとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を内包します。

また、「鳥取市地域福祉推進計画」、「鳥取市健康づくり計画」、「鳥取市障がい者計画」、「鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画」、「鳥取県保健医療計画」、「鳥取県高齢者居住安定確保計画」等関連する計画との整合性を図りながら、「鳥取市総合計画」に関連する個別計画等として位置づけます。

3 計画の期間

第8期計画は、令和3年度～令和5年度までの3年間を計画期間とします。

■ 基本理念・基本目標・施策の目標

○基本理念

「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を基本理念とします。

○基本目標

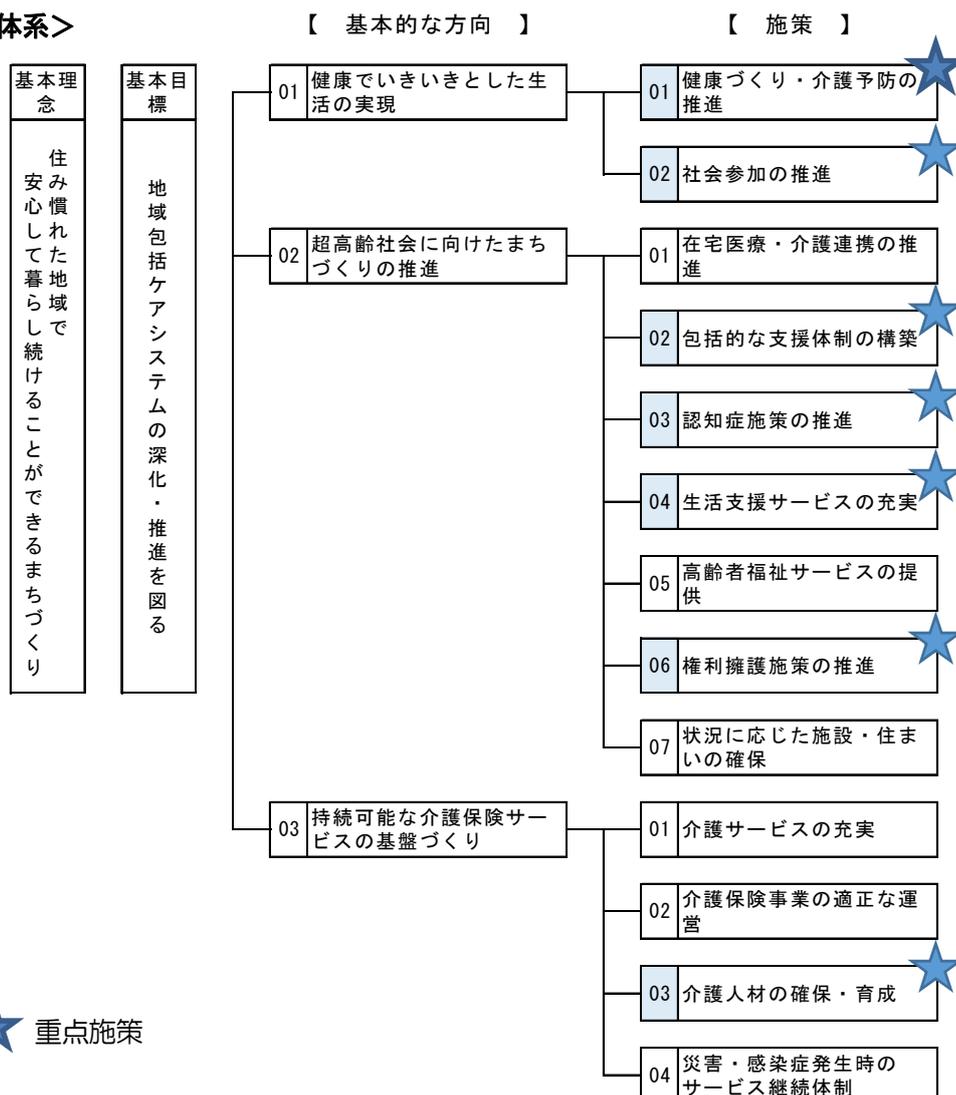
本計画を地域包括ケア計画と位置づけ、「地域包括ケアシステムの深化・推進を図る」ことを基本目標とします。

○施策の目標

「基本理念」・「基本目標」を実現するための施策の目標を、次のとおり定めます。

- ① 健康でいきいきとした生活の実現
- ② 超高齢社会に向けたまちづくりの推進
- ③ 持続可能な介護保険サービスの基盤づくり

<施策の体系>



■鳥取市の高齢者の現状と今後の見込み

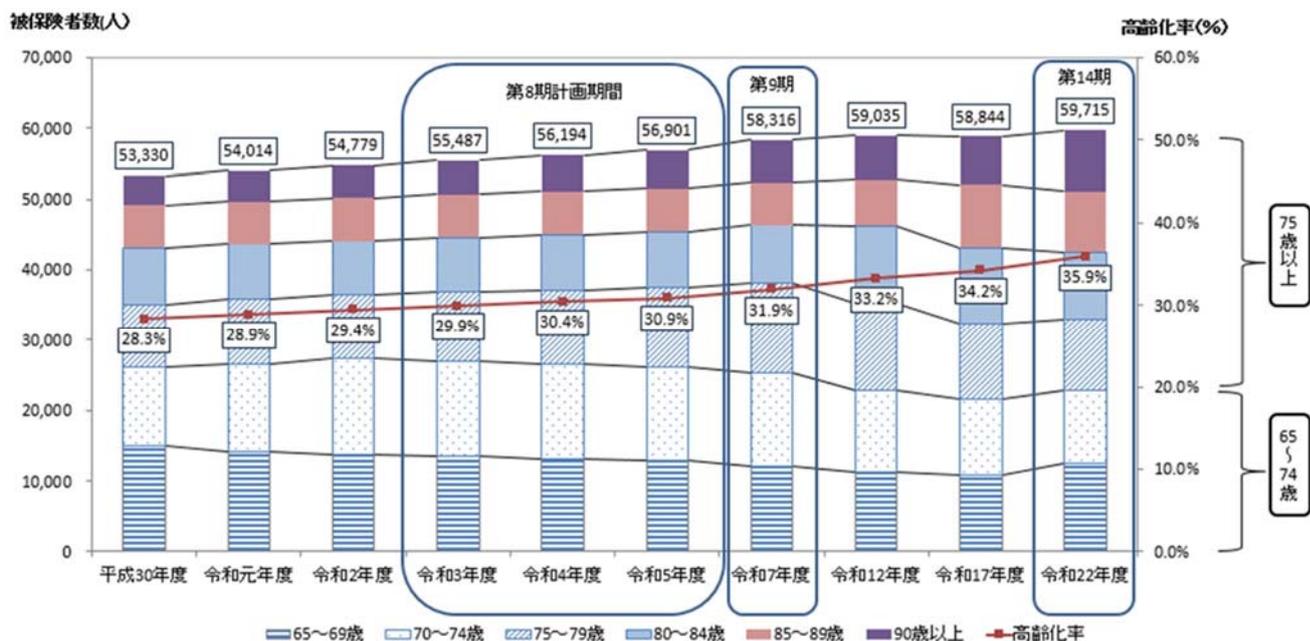
○高齢化の進行、特に後期高齢者（75歳以上）人口が増加

令和2年9月30日現在の本市の人口は186,050人で、このうち65歳以上の高齢者（第1号被保険者）は54,779人であり、高齢化率は29.4%となっています。

高齢者数及び高齢化率は、令和5年には56,901人、30.9%、さらに令和7年には58,316人、31.9%へと上昇していく見込みです。

（単位：人）

区分	実績値			第8期計画期間				第9期	第14期	
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	伸び率	R7年度	R22年度	伸び率
第1号被保険者	53,330	54,014	54,779	55,486	56,194	56,901	103.9%	58,316	59,715	109.0%
65～74歳	26,206	26,607	27,319	26,936	26,553	26,172	95.8%	25,406	22,808	83.5%
75歳以上	27,124	27,407	27,460	28,550	29,641	30,729	111.9%	32,910	36,907	134.4%
高齢化率	28.3%	28.9%	29.4%	29.9%	30.4%	30.9%	1.5%	31.9%	35.9%	6.5%
第2号被保険者（40～64歳）	61,820	61,274	60,922	60,533	60,143	59,753	98.1%	58,974	48,418	79.5%
0～39歳	73,358	71,852	70,349	69,375	68,404	67,431	95.9%	65,486	58,230	82.8%
総人口	188,508	187,140	186,050	185,395	184,741	184,086	98.9%	182,777	166,361	89.4%

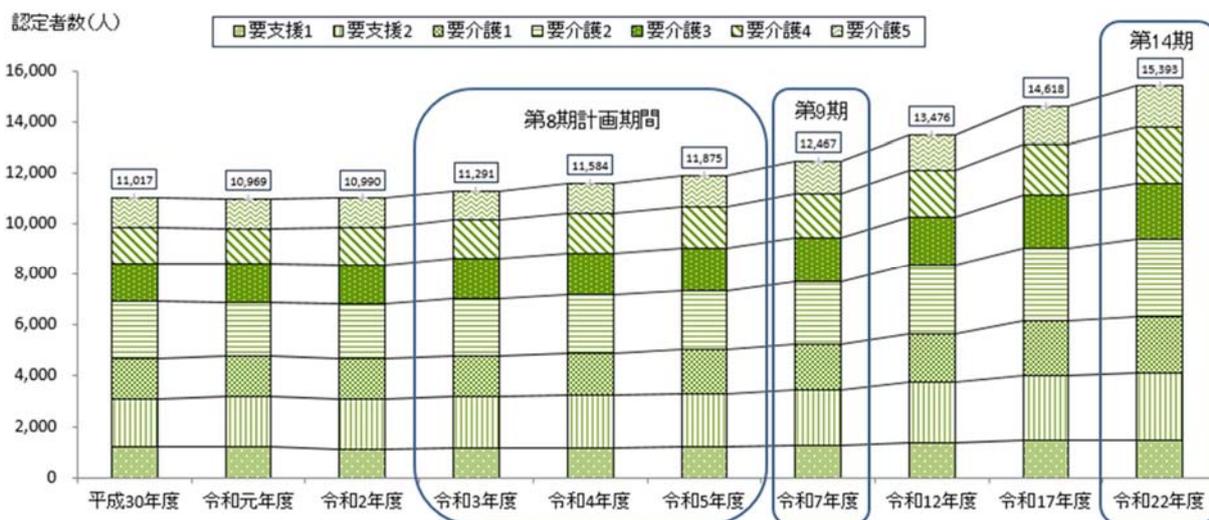


○要介護認定者数も増加

高齢化の進展に伴い、要介護（要支援）認定者数は上昇することが見込まれ、第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数は令和5年には11,672人（同20.5%）、令和7年には12,267人（同21.0%）にまで増加する見込みです。

（単位：人）

区分	実績値			第8期計画期間				第9期	第14期	
	H30年度	R元年度	R2年度	推計値						
				R3年度	R4年度	R5年度	伸び率	R7年度	R22年度	伸び率
要支援1	1,240	1,221	1,143	1,169	1,193	1,216	106.4%	1,268	1,479	129.4%
要支援2	1,856	1,965	1,942	1,990	2,032	2,079	107.1%	2,168	2,610	134.4%
要介護1	1,586	1,553	1,586	1,625	1,665	1,705	107.5%	1,782	2,207	139.2%
要介護2	2,215	2,101	2,162	2,223	2,283	2,340	108.2%	2,461	3,054	141.3%
要介護3	1,521	1,549	1,535	1,582	1,625	1,673	109.0%	1,762	2,247	146.4%
要介護4	1,412	1,393	1,486	1,534	1,581	1,629	109.6%	1,725	2,171	146.1%
要介護5	1,187	1,187	1,136	1,168	1,203	1,233	108.5%	1,301	1,625	143.0%
認定者数合計	11,017	10,969	10,990	11,291	11,582	11,875	108.1%	12,467	15,393	140.1%
第1号被保険者	10,805	10,756	10,786	11,087	11,378	11,672	108.2%	12,267	15,229	141.2%
第2号被保険者	212	213	204	204	204	203	99.5%	200	164	80.4%
第1号被保険者	53,330	54,014	54,779	55,486	56,194	56,901	103.9%	58,316	59,715	109.0%
認定率	20.3%	19.9%	19.7%	20.0%	20.2%	20.5%	0.8%	21.0%	25.5%	5.8%



○認知機能が低下した人も増加

高齢化の進展に伴い、認知機能が低下した人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者）も年々増加していくことが見込まれます。令和2年9月30日現在では、要介護認定を受けた人の中で、認知機能の低下に伴い日常生活に支障がある人は6,789人（第1号被保険者（65歳以上）は6,702人、第2号被保険者数（40～64歳）は87人）であり、第1号被保険者（65歳以上）のおよそ8人に1人という状況です。令和5年には7,514人、令和7年には7,989人に増加する見込みです。

■介護サービス等の現状

○介護サービス等の利用者数及び保険給付費等の現状

介護サービスについては、認定者数の実績が横ばいであるのに対し、居宅サービスは令和元年度に大きく増加しています。しかし、令和2年度は短期入所系サービスが大きく減少し、新型コロナウイルス感染症の影響が見受けられます。また、通所系サービスも減少するなど居宅サービス全体で見ると減少傾向です。

介護予防サービスについても同様には、令和2年度は短期入所系サービスが大きく減少し、通所系サービスも減少傾向ですが、全体の利用者数は増加しています。

(1) 介護サービス等の利用者数の現状

(単位：人/月)

区分		第7期		
		H30年度	R元年度	R2年度 (見込)
介護サービス	居宅サービス	8,395	8,606	8,603
	地域密着型サービス	1,642	1,627	1,580
	施設サービス	1,875	1,854	1,907
	居宅介護支援	3,977	3,954	3,955
	計	15,889	16,041	16,045
介護予防サービス	介護予防サービス	1,381	1,437	1,499
	地域密着型介護 予防サービス	66	71	80
	介護予防支援	1,027	1,065	1,077
	計	2,474	2,573	2,656
合計		18,363	18,614	18,701

(2) 介護サービス等給付費等の現状

(年間の給付費等、単位：千円)

区分		第7期		
		H30年度	R元年度	R2年度 (見込)
介護サービス	居宅サービス	5,345,857	5,487,551	5,409,137
	地域密着型サービス	3,150,966	3,198,173	3,166,320
	施設サービス	6,044,435	6,239,989	6,696,727
	居宅介護支援	697,733	688,486	704,894
	計	15,238,992	15,614,199	15,977,078
介護予防サービス	介護予防サービス	278,467	290,338	311,473
	地域密着型介護 予防サービス	51,799	56,117	60,249
	介護予防支援	54,531	56,414	58,107
	計	384,797	402,868	429,829
	その他のサービス	964,248	1,038,066	1,080,718
	地域支援事業	774,722	797,323	917,215
	合計	17,362,759	17,852,456	18,404,840

■施策の展開

施策の目標1

健康でいきいきとした生活の実現

施策1：健康づくり・介護予防の推進

施策の方向性

- 高齢者の心身の多面的な課題に対応し、切れ目ない支援を効果的に推進していくため、保健・医療・介護の連携した取組や、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで、健康で自立した生活を送りながら安心して暮らせることを目指します。
- 第4期鳥取市健康づくり計画の取組みである栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、飲酒及び喫煙、歯と口の健康に関する生活習慣の改善のほか、疾病の予防・早期発見・早期治療により重症化を防ぎ、市民の健康寿命の延伸に取り組めます。
- 市民一人ひとりが生涯にわたって健康づくりに関心を持ち、それぞれのライフステージにおいて主体的な健康づくりに取り組めるよう、若い頃からの健康づくりを推進します。
- 地域全体で健康づくり・介護予防に取り組むことができる仕組みづくりを進め、高齢者が地域の中で人とつながりながら、健康で生きがいのある活動的な生活が送れるよう支援します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業は、必要とされるサービス提供量の確保とともに、短期集中予防サービスの拡大に努めます。また、住民ボランティア等による多様な介護予防・生活支援サービスの創設を検討します。
- リハビリテーション職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）の専門的な知見を、介護サービスの現場や市民の健康づくりなどの場に投入し、介護サービスの質の向上や高い効果の得られる健康づくりに役立てます。

具体的な施策1	健康寿命の延伸
具体的な施策2	生活習慣病の発症と重症化の予防
具体的な施策3	地域における介護予防の推進
具体的な施策4	介護予防・生活支援サービスの推進
具体的な施策5	地域リハビリテーションの推進

施策2：社会参加の推進**施策の方向性**

- 高齢者が住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らし続けることができるよう、高齢者の社会参加や生きがい活動を支援します。
- 高齢者の健康づくりや生きがいづくりを支援するため、高齢者福祉施設を設置・運営し、健康増進や教養の向上、レクリエーション等の場を提供します。
- 高齢者の活躍の場を拡大するため、就労や地域活動などに高齢者が参加できる仕組みづくりを進め、生涯現役で活躍できる社会環境を整えます。
- 元気な高齢者が、地域活動や企業等で新たな支え手・担い手として活躍することにより、地域の様々な課題解決に貢献できる環境づくりを進めます。

具体的な施策1	社会参加や生きがい活動への支援
具体的な施策2	高齢者施設の運営
具体的な施策3	高齢者の就労支援

施策の目標2

超高齢社会に向けたまちづくりの推進

施策1：在宅医療・介護連携の推進

施策の方向性

- 医療機関と介護事業所、またそこで働く医療と介護の専門職の連携推進を進めるとともに、認知症、生活支援体制整備、介護予防・日常生活支援総合事業の各事業とも相互に連携を密にし、市民が住み慣れた自宅やその地域で最期まで暮らし続けることができる体制づくり、地域づくりを進め、その機運が市民に感じていただけるよう、さらに取り組みを強化します。
- 在宅医療（看取りを含む。）や急変時の対応など医療の機能分担や、人生の最終段階における医療や介護についてあらかじめ話し合い、また繰り返し話し合うこと（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の必要性を理解していただく取り組みの更なる推進を図ります。
- 生活圏域、保健医療圏を考慮し、因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏で連携し、在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。

具体的な施策1	関係機関との連携の推進と課題の検討
具体的な施策2	医療・介護関係者への支援
具体的な施策3	住民啓発の推進
具体的な施策4	在宅医療・介護の提供体制の構築推進

施策2：包括的な支援体制の構築

施策の方向性

- 福祉に関する総合相談対応や権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援など、地域支援事業の包括的支援事業の適正な実施と取り組み内容の充実を図ります。
- 地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の最前線で高齢者支援に取り組む地域包括支援センターの機能や体制を強化します。
- 「地域ケア会議」の開催により、自立支援型ケアマネジメントの普及展開を図り、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止を推進します。

具体的な施策1	包括的支援事業の推進
具体的な施策2	地域包括支援センターの体制の強化及び 地域包括ケアシステムの推進
具体的な施策3	地域ケア会議の推進

施策3：認知症施策の推進**施策の方向性**

- 認知症の人の数は今後さらに増加すると見込まれています。認知症の人が、尊厳と希望をもって認知症とともに生き、認知症の人もそうではない人も同じ社会で生活する地域共生社会の実現に向けて、本人とともに普及・啓発を、推進していきます。
- 「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になってからも進行を穏やかにする」という意味での認知症予防を地域共生社会の基盤のもとに推進していきます。
- 認知症の早期診断・早期対応に重点を置くとともに、周囲や地域の理解と協力のもと認知症の人の暮らしの環境を整え、適切な医療や介護サービスを提供することにより、切れ目のない認知症施策を進めます。

具体的な施策1	認知症の本人とともに築く支え合う地域づくり
具体的な施策2	介護者支援の充実
具体的な施策3	早期診断・早期対応による生活支援

施策4：生活支援サービスの充実**施策の方向性**

- NPOや福祉事業者、地縁組織などが、多様な生活支援サービスを提供し、地域福祉の担い手となっていただく環境づくりを進めます。
- 地域福祉活動などの「互助」の取組みが一層広がりをもつよう、取り組まれている皆さんと連携して取り組みます。

具体的な施策1	生活支援体制の充実
---------	-----------

施策5：高齢者福祉サービスの提供**施策の方向性**

- 介護が必要な人やその家族、あるいはひとり暮らし高齢者の世帯といった福祉の支援が必要な皆さんが、自立し安定した日常生活を送ることができるよう、高齢者福祉サービスの提供を継続します。

具体的な施策1	在宅生活を支援する福祉サービスの推進
---------	--------------------

施策6：権利擁護施策の推進**施策の方向性**

- 成年後見制度の利用促進によって、認知症等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難となった高齢者の判断能力を補い、その人の生命財産の擁護に努めます。
- 成年後見制度の利用促進に関する本市の指針を定めるため、この計画を本市の「成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけます。
- 高齢者虐待防止のため、虐待の早期発見と早期対応に取り組みます。

具体的な施策1	成年後見制度の利用促進
具体的な施策2	高齢者虐待の防止及び早期発見

施策7：状況に応じた施設・住まいの確保**施策の方向性**

- 要介護高齢者の状態に応じた施設・居住系の介護サービスの充実を図ります。
- 高齢者の身体状況、環境や経済状況などの多様な状態やニーズに応じた施設・住宅の確保を図ります。
- 高齢者が住み慣れた住宅で安心して在宅生活が継続できるよう身体機能に応じた居住環境の整備を支援します。
- 高齢者が賃貸住宅や施設などに円滑に入居できるよう様々な支援に取り組みます。
- 複数の相談窓口がお互いに連携しながら、相談者のニーズにきめ細かく対応します。

具体的な施策1	施設・居住系サービスの充実（再掲）
具体的な施策2	多様な高齢者向け住宅の確保
具体的な施策3	安全・安心な居住環境の確保
具体的な施策4	住宅確保要配慮者への支援
具体的な施策5	地域包括支援センターや中央人権センターによる相談支援の推進

施策の目標3

持続可能な介護保険サービスの基盤づくり

施策1：介護サービスの充実

施策の方向性

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、一人ひとりの状況に応じて自立支援に向けた介護保険の在宅サービスが適切に提供される体制、介護サービス見込み量の確保に努めます。
- 24時間対応可能な地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）の整備・利用を推進します。
- 様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者のために、要介護高齢者の状態に対応した施設・居住系サービスを計画的に整備します。
- リハビリテーション提供体制に関しては、全体としては事業所数や従事者数、利用定員、1人当たり利用回数・日数とも全国平均を上回っています。地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、ケアマネジャーが効果的にリハビリテーションをサービスに組み込めるよう推進します。

具体的な施策1	居宅サービスの充実
具体的な施策2	地域密着型サービスの充実
具体的な施策3	施設・居住系サービスの充実
具体的な施策4	介護サービス見込み量の確保

施策2：介護保険事業の適正な運営

施策の方向性

- 介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを提供するよう促す介護給付の適正化に取り組みます。
- 介護保険サービス事業者への適正かつ効果的な指導監督の実施及び事業者の問題の改善や質の向上に繋げる取組みの実施により、サービスの質の確保及び向上を図ります。

具体的な施策1	介護給付費等に要する費用の適正化の推進
具体的な施策2	介護サービスの質の確保及び向上

施策3：介護人材の確保・育成**施策の方向性**

- 就労者数の増加のため、鳥取県の配置する介護専属の就職支援コーディネーターとの連携や介護職場の魅力の発信、雇用環境や処遇改善による離職者数の減に向けた取り組みを進めます。
- 質の高いサービスが適切に提供される体制を確保するため、業務効率化及び資質の向上に向けた取り組みを推進します。

具体的な施策1	介護人材の確保
具体的な施策2	介護人材の定着支援
具体的な施策3	介護人材の資質の向上

施策4：災害・感染症発生時のサービス継続体制**施策の方向性**

- 災害時に被害を受けやすい高齢者の安全・安心を確保するため、地域の互助によって高齢者が避難等の支援の受けられる体制づくりを推進します。
- 災害発生に備え、高齢者福祉施設において避難確保計画が作成されるよう働きかけるとともに、関係機関と連携し、現地点検などを定期的の実施できるよう取組みます。
- 災害・感染症発生に備え、会議・研修会のリモート開催等のオンライン化を推進するほか、衛生・防護用品の備蓄に取組みます。

具体的な施策1	災害時の支援体制づくり
具体的な施策2	高齢者福祉施設の避難体制の確保
具体的な施策3	災害・感染症発生に備えた体制づくり

■介護サービス等の見込みと介護保険料

介護サービス等の利用者数、給付費等は、要介護（要支援）認定者数の推計や必要なサービスを提供するための基盤整備等の施策による増加、介護報酬の改定の影響等を見込み、算出しています。

1：介護サービス等の利用者数及び給付費等の見込み

(1) 介護サービス等の利用者数の見込み

（単位：人/月）

区分		第8期			第9期	第14期
		R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
介護サービス	居宅サービス	9,072	9,430	9,785	9,935	12,435
	地域密着型サービス	1,944	1,990	2,044	2,112	2,586
	施設サービス	1,971	1,971	1,971	2,243	2,818
	居宅介護支援	4,086	4,235	4,385	4,482	5,606
	計	17,073	17,626	18,185	18,772	23,445
介護予防サービス	介護予防サービス	1,552	1,583	1,619	1,686	2,010
	地域密着型介護予防サービス	85	85	87	91	108
	介護予防支援	1,128	1,152	1,177	1,227	1,466
	計	2,765	2,820	2,883	3,004	3,584
合計		19,838	20,446	21,068	21,776	27,029

※1月当たりの平均利用者数

(2) 介護サービス等給付費の見込み

（年間の給付費等・単位：千円）

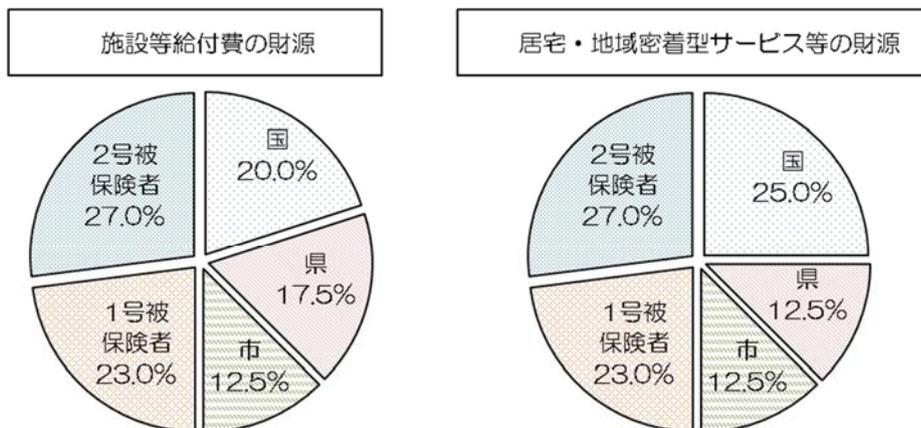
区分		第8期			第9期	第14期
		R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
介護サービス	居宅サービス	5,963,256	6,200,904	6,431,836	6,512,173	8,101,055
	地域密着型サービス	3,998,694	4,097,616	4,199,057	4,353,681	5,319,222
	施設サービス	6,892,819	6,892,819	6,892,819	7,851,092	9,863,468
	居宅介護支援	729,682	757,203	784,934	799,996	1,001,728
	計	17,584,451	17,948,542	18,308,646	19,516,942	24,285,473
介護予防サービス	介護予防サービス	324,853	331,678	338,967	351,809	412,463
	地域密着型介護予防サービス	77,529	73,529	75,025	78,495	94,284
	介護予防支援	59,840	61,113	62,440	65,092	77,774
	計	458,222	466,320	476,432	495,396	584,521
その他のサービス		875,790	842,190	863,498	906,548	1,119,311
地域支援事業		1,195,535	1,259,372	1,266,312	1,289,897	1,394,496
合計		20,113,998	20,516,424	20,914,888	22,208,783	27,383,801

2：介護保険料

（1）介護保険事業の財源の仕組み

① 保険給付の財源

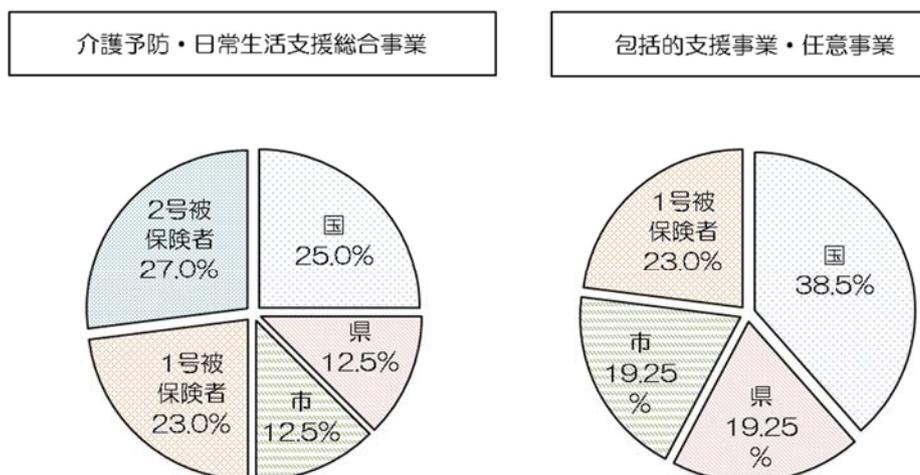
介護サービスを利用する場合、所得に応じた自己負担分（1割から3割）を差し引いた額が保険から給付されます。原則として、その財源の半分は保険料（65歳以上の第1号被保険者 23.0%、40～64歳の第2号被保険者 27%）、残り半分は公費（国 25.0%、県 12.5%、市 12.5%）となっています。



② 地域支援事業の財源

地域支援事業の財源構成は、介護予防・日常生活支援総合事業は、半分を公費（国 25.0%、県 12.5%、市 12.5%）、残り半分を保険料（65歳以上の第1号被保険者 23.0%、40～64歳の第2号被保険者 27%）で賄います。

包括的支援事業と任意事業については、第1号被保険者の負担割合は変わりませんが、第2号被保険者の負担がなく、公費（国 38.5%、県 19.25%、市 19.25%）の占める割合が高くなっています。



(2) 第1号被保険者の保険料

① 介護保険料基準額の算出方法

計画期間3年間（令和3年度～5年度）の介護サービス等利用者見込を推計します。

（参照：p.3～4 鳥取市の高齢者の現状と今後の見込み

p.14 介護サービス等の利用者数の見込み）

利用者見込をもとに、介護給付費等の介護保険事業全体に必要な金額を推計します。

（参照：p.15 介護サービス等給付費の見込み）

介護保険事業に必要な金額のうち、第1号被保険者（65歳以上の方）が負担する23%が、計画期間の3年間に「介護保険料」として収納する必要がある金額です。

（参照：p.16 介護保険事業の財源の仕組み）

「介護保険料」として収納する必要がある金額を、第1号被保険者（65歳以上の方）の数で割り、「介護保険料基準額」を算出します。

【第8期の介護保険料基準額】

区分	第6期	第7期 (A)	第8期 (B)	差額 (B-A)	伸び率 (対第7期)
年額 (a)	74,700 円	78,000 円	円	円	
月額 (a/12)	6,225 円	6,500 円	円	円	

第8期の保険料基準額は、以下の手順によって令和3年1月中に決定する予定です。

- ① 今後、国から示される「令和3年度から実施される介護報酬改定」の内容により「介護保険料」として収納する必要がある金額を再計算します。
- ② 保険料上昇を抑制するため、介護給付等準備基金を繰入する金額を計算します。
※介護給付等準備基金を有効に活用し、保険料上昇を抑制する方針としています。

② 所得段階別の介護保険料段階

鳥取市では、第6期計画期間から、負担能力に応じたよりきめ細かな段階設定となるよう、介護保険料段階を12段階に細分化しています。第5段階が、基準となります。

そのほか、介護保険料の減免・軽減制度も設けています。

保険料段階	該当要件		料率	保険料額 (年額)	【参考】 第7期 保険料額
第1段階	本人が 市民税非課税	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の人。世帯員全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.50 (0.30)	円 日 月 年 作成中	39,000円 (23,400円)
第2段階		世帯員全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	0.625 (0.50)		48,750円 (39,000円)
第3段階		世帯員全員が市民税非課税で、上記の段階に該当しない人	0.75 (0.70)		58,500円 (54,600円)
第4段階	世帯課税	世帯員に市民税課税者がいるが、本人は非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.85		66,300円
第5段階 (基準額)		本人は市民税非課税だが、世帯に課税者がいて、上記の段階に該当しない人	1.00		78,000円
第6段階	本人が 市民税課税	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20		93,600円
第7段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.35		105,300円
第8段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.65		128,700円
第9段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.85		144,300円
第10段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	2.00		156,000円
第11段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	2.10		163,800円
第12段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	2.20		171,600円

※料率及び保険料額（年額）の（ ）内は、公費負担により実施する保険料軽減措置後の料率及び保険料。

